

第4章 計画の内容

1 計画の推進

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

【重点項目1】 男女共同参画推進への意識改革

現状

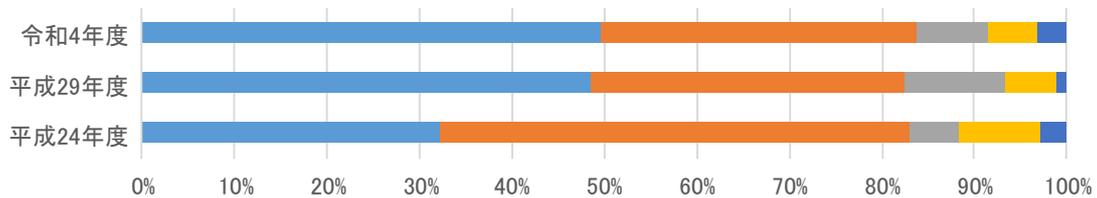
意識調査の結果から、家庭、職場、学校、地域活動等あらゆる場における男女の地位の差について、「家庭生活」、「就職機会・職場」、「政治経済活動」、「社会通念・慣習・しきたり」は依然「男性の方が優遇されている」という回答の割合が高くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、2割が肯定的な回答であるものの、5年前、15年前と比較すると、否定的な回答をした人の割合が増えています。

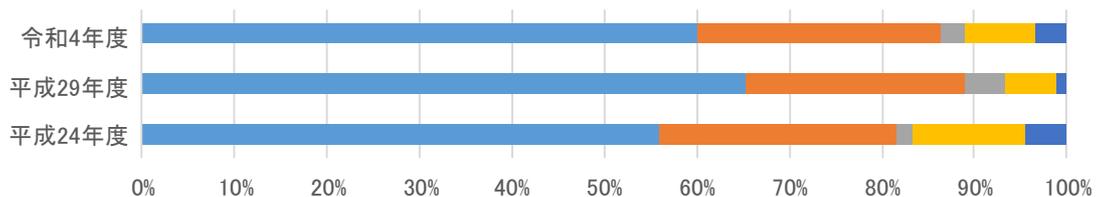
課題

「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方については、解消されてきているものの、あらゆる分野の男女の平等感については、未だ「男性優遇」と感じている人が多いので、今後も意識改革が必要です。

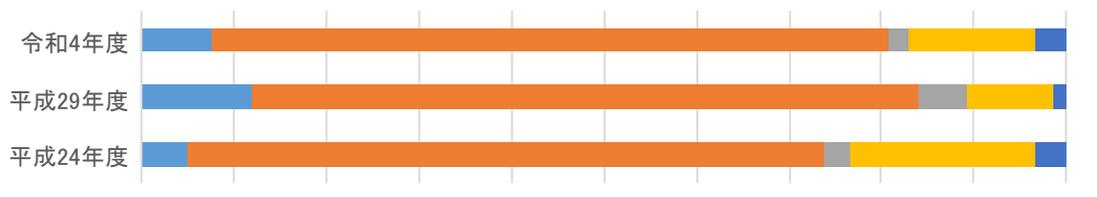
家庭生活における男女の平等感



就職機会・職場における男女の平等感



学校教育における男女の平等感

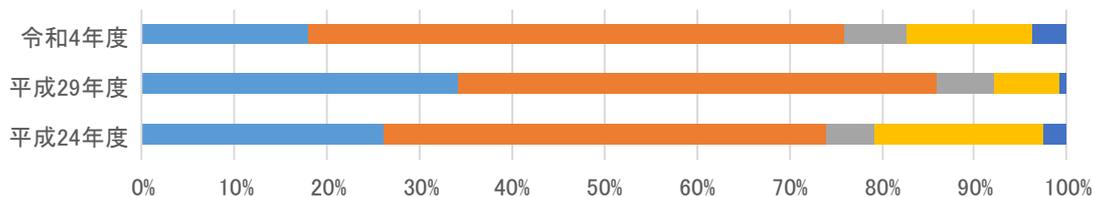


■ 男性優遇 ■ 平等 ■ 女性優遇 ■ 不明 ■ 無回答

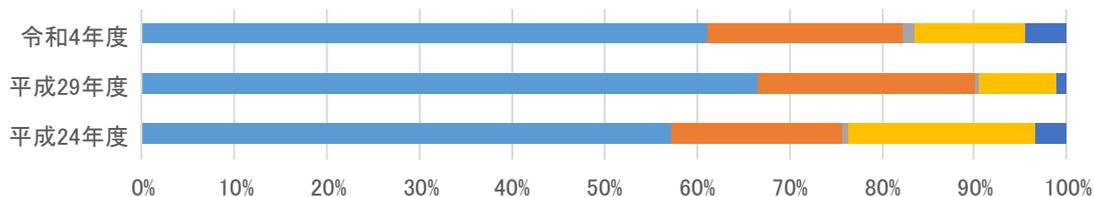
(意識調査)

* 第4章 * * * * *

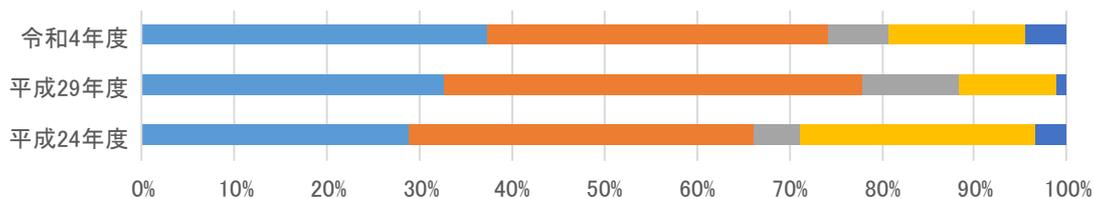
地域活動における男女の平等感



政治経済活動における男女の平等感



法律・制度における男女の平等感



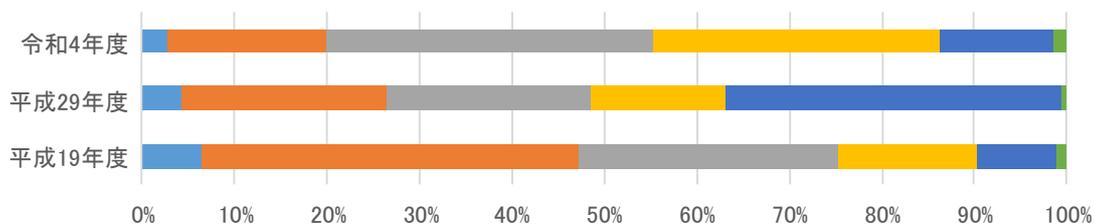
社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感



■ 男性優遇 ■ 平等 ■ 女性優遇 ■ 不明 ■ 無回答

(意識調査)

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ どちらでもない ■ 無回答

(意識調査)

具体的施策

〈1〉男女共同参画に対する意識改革・啓発活動

① 男女平等意識の形成

基本的人権の尊重と様々な人権問題に対して正しい理解を深め、人権意識の向上のため啓発を行います。

② 性別による固定的役割分担の解消

男女ともに働き方や暮らし方を見直し、社会全体における固定的役割分担の解消を図るため、幼少期からの意識改革を行います。

③ 性的少数者への理解の促進

性の多様性についての正しい知識、理解の向上を図ります。

④ 国際交流、協力の促進

国際交流や協力を通して国際理解の促進に努め、人権差別の撤廃に取り組みます。

〈2〉男女共同参画に関する調査及び情報の収集

① 男女共同参画に関する実態調査及び現状把握

男女共同参画に対する町民の意識や考え方を把握し、計画に反映するため、実態調査を実施します。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	男女共同参画に対する意識改革・啓発活動	ポスター・町広報誌による啓発	総務課
		関連図書・書類の図書館展示	
		性の多様性についての研修の実施	学校教育課
		町内小中学校にて国際交流活動	企画財政課
		地域懇談会にて国際理解促進の講演の開催	社会教育課
2	男女共同参画に関する調査及び情報の収集	男女共同参画に関するアンケート調査の実施	総務課

* 第4章 ****

目標指標

項目		現状値 (R4)	目標
男女の平等感 (平等と感じる人の割合)	家庭生活の場	34.2%	増加させる
	学校教育の場	73.3%	増加させる
	就職機会の場	26.4%	増加させる
	地域活動の場	57.8%	増加させる
	法律や制度	37.0%	増加させる
	社会通念・慣習・しきたり	20.8%	増加させる
	政治や経済活動	21.2%	増加させる
「男は仕事、女は家庭」という考え方（肯定する人の割合）		19.9%	13.4%以内

【重点項目2】 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状

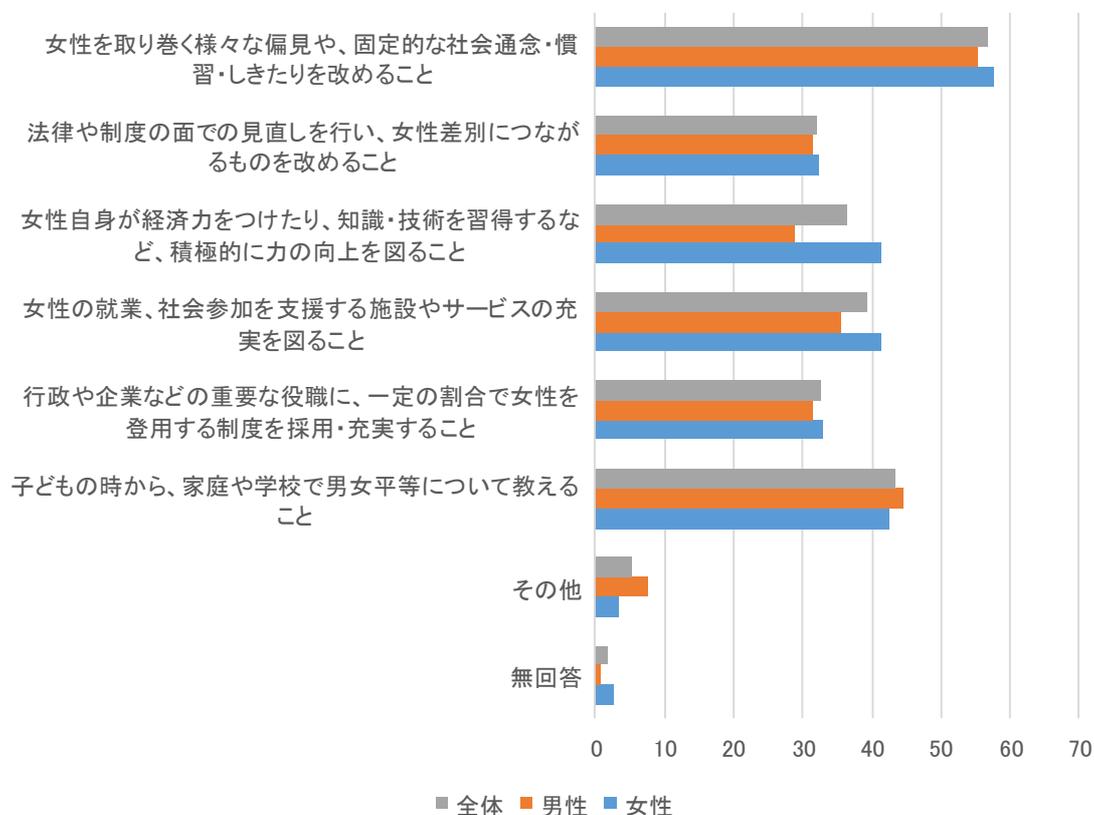
意識調査の結果から、「男女が平等になるために重要なこと」として、「女性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」の割合が最も高く、次いで「子どもの時から、家庭や学校で男女平等について教えること」の割合が高くなっています。

また、「LGBTなどの性的少数者という言葉の認知度」については、「知っている又は聞いたことある」という回答が8割となっています。「性的少数者への理解の促進のために必要な支援」としては、「学校や職場における理解の促進」、「学校での教育の充実」の割合が高くなっています。

課題

男女共同参画等に関する認識を深めるよう、幼少期をはじめ生涯を通して教育・学習を推進していく必要があります。

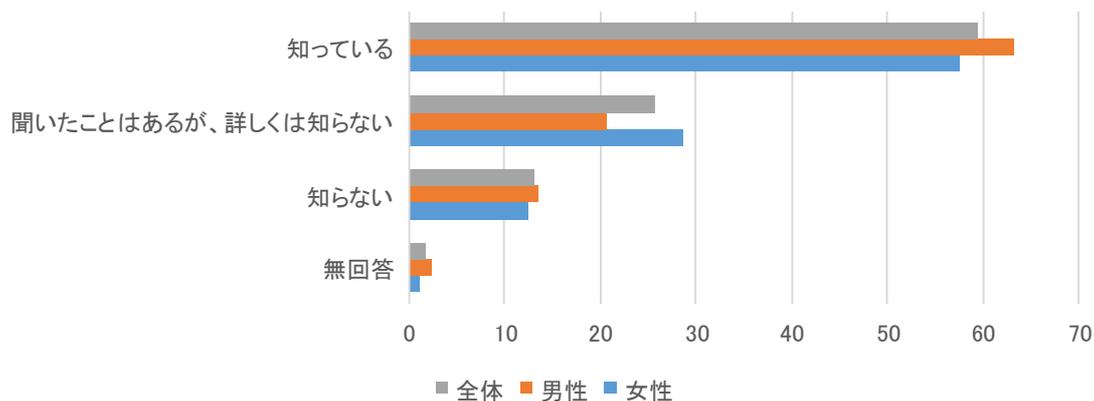
男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要なこと(%)



(意識調査)

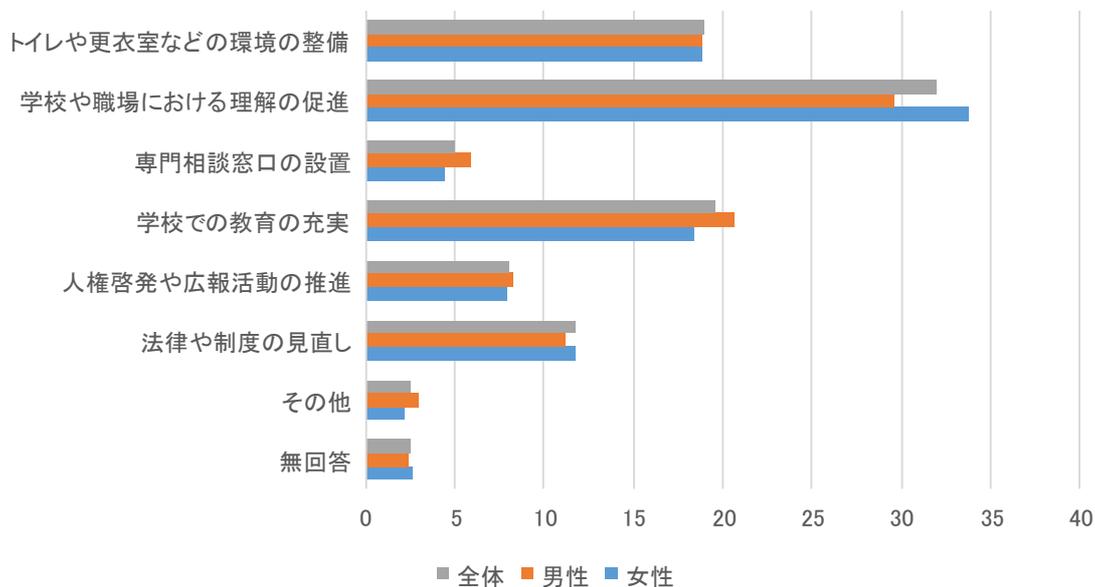
* 第4章 * * * * *

LGBTなど性的少数者(セクシャル・マイノリティ)という言葉の意味について(%)



(意識調査)

性的少数者への理解の促進のために必要な支援(%)



(意識調査)

具体的施策

〈 1 〉 学校における教育・学習機会の充実

① 児童・生徒に対する教育の充実

男女がともに社会の対等な構成員として社会参画できるよう、幼少期から個人の尊厳及び男女平等の意識醸成のため、教育・学習機会を推進します。

② 教育関係者に対する教育の充実

男女共同参画に関する教育環境を整えるため、指導者自身も意識を深めることができるよう支援します。

〈 2 〉 行政における教育・学習機会の充実

① 町職員に対する教育の充実

町職員に対して研修等を行い、男女共同参画に対する理解や意識の向上を図ります。

〈 3 〉 家庭・地域における教育・学習機会の充実

① 行政等主催の講座の開催及び参加促進

あらゆる世代に対して、関連機関・団体主体の講座等を実施し、社会全体における男女共同参画への意識の向上を図ります。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	学校における教育・学習機会の充実	児童・生徒及び教職員対象の人権研修の実施 家庭科における教育	学校教育課
2	行政における教育・学習機会の充実	町職員対象の人権研修	総務課
3	家庭・地域における教育・学習機会の充実	人権学習講座の実施	社会教育課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
LGBTQという言葉の認知度	85.3% ^{※1}	90%以上
人権学習講座の参加人数	110人 ^{※2}	150人

※1 LGBTという言葉の認知度

※2 令和4年度に実施した3講座の合計人数

基本目標II みんなが共に活躍できるまちづくり

【重点項目3】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

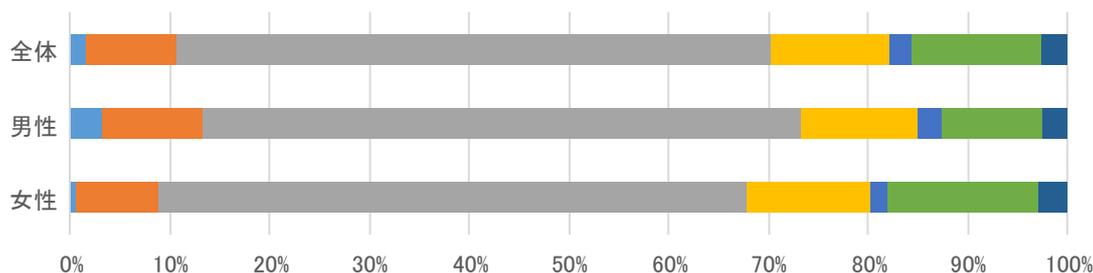
現状

意識調査の結果から、「仕事と家庭生活・地域活動への関わり方」について、望ましい関わり方は「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立」という回答が最も高くなっています。しかし、現実では、男性は「仕事」、女性は「家庭または地域活動」を優先している割合が多くなっています。また、「男性が、家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと」については、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の割合が最も高くなっています。

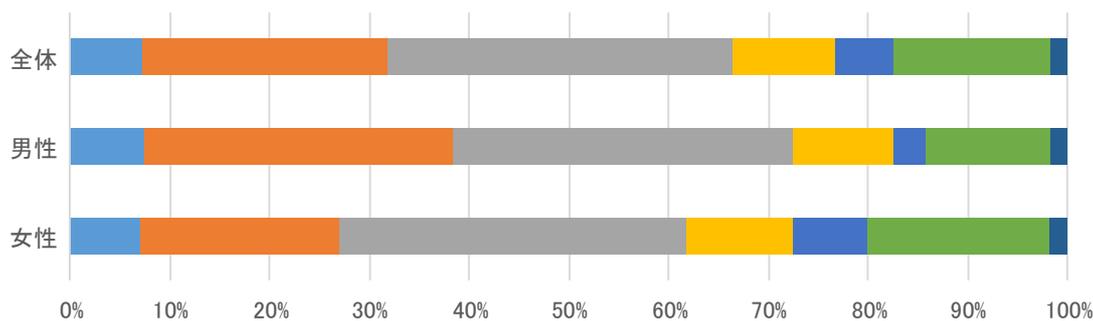
課題

「仕事」「家庭」「地域活動」すべてを両立させるのが理想ですが、実際には難しく、子育て・介護等の制度・支援・サービス等を充実させることが必要です。また、男性が家事等に参加しやすいような体制を整えることが必要です。

「仕事」「家庭」「地域活動」への望ましい関わり方について



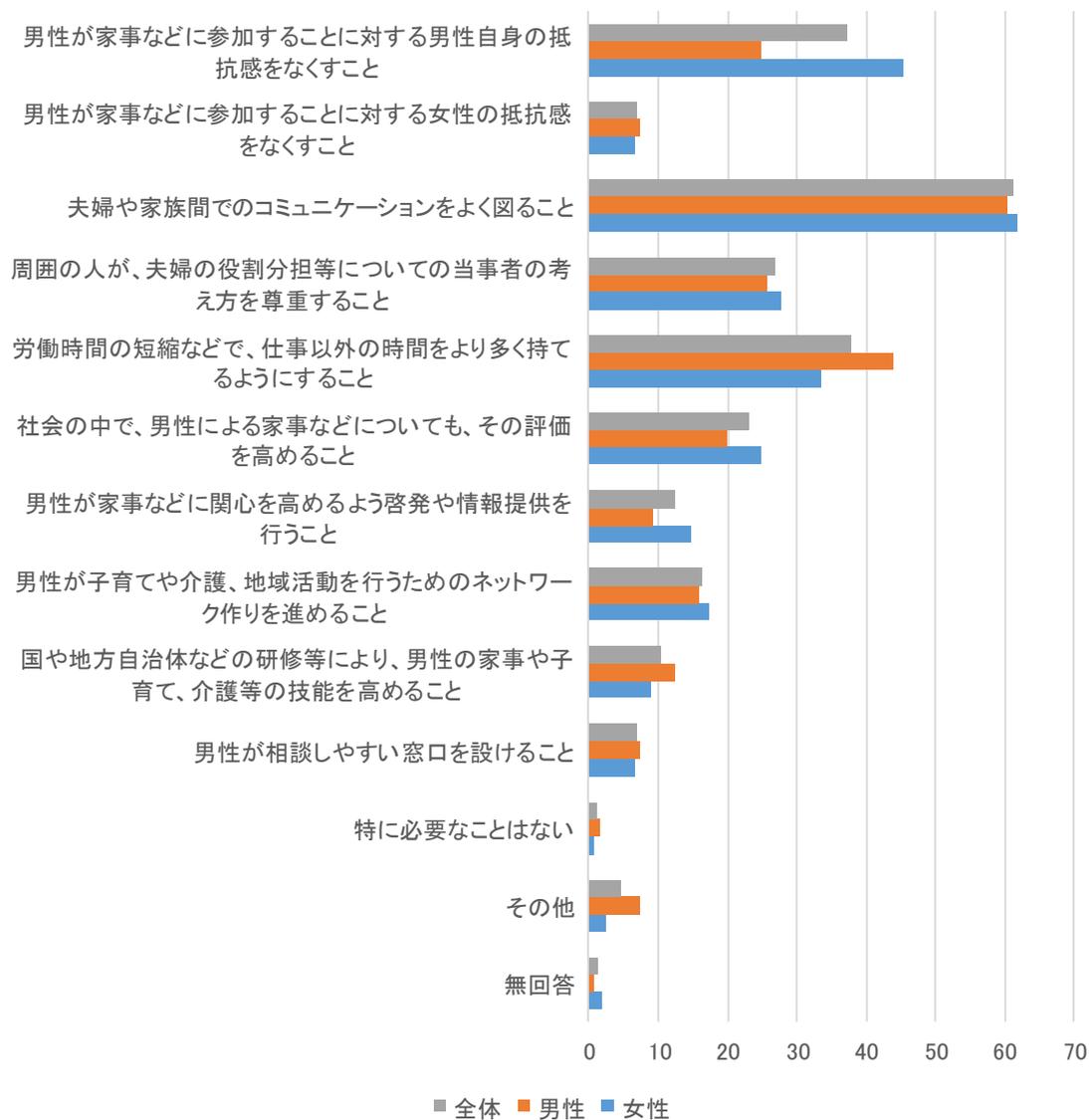
「仕事」「家庭」「地域活動」への現在の関わり方について



- 家庭生活または地域活動よりも仕事に専念
- 家庭生活または地域活動よりも仕事を優先
- 家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立
- 仕事よりも家庭生活または地域活動を優先
- 仕事よりも家庭生活または地域活動に専念
- 不明
- 無回答

(意識調査)

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと(%)



(意識調査)

具体的施策

- 〈 1 〉 育児・介護休業制度等の周知及び取得促進
 - ① 休業または短時間勤務等の制度の周知及び取得しやすい環境の整備
育児・介護休業制度、短時間勤務制度、子どもの看護休暇制度等の周知を図った上で、取得しやすい環境を整備します。

- 〈 2 〉 多様な選択を可能とする様々なサービスの充実
 - ① 子育てサービスの充実
男女ともに働きやすい環境を整えるため、子育て支援サービスや相談窓口等の周知及び利用促進を図ります。
 - ② 介護サービスの充実
介護者や高齢者の負担を軽減するため、介護支援サービスや相談窓口等の周知及び利用促進を図ります。

- 〈 3 〉 長時間労働や年次有給休暇に対する意識改革
 - ① 時間外労働者の意識啓発
仕事と家庭バランスのとれた働き方の実現のため、時間外労働が縮減できるような環境の整備を行うとともに、時間外労働者に対して意識の啓発を行います。
 - ② 年次有給休暇の取得促進
町職員に対して年次有給休暇の取得促進を図ります。

- 〈 4 〉 家庭生活での男女共同参画の推進
 - ① 家庭生活における男女共同参画の促進
男女分け隔てなく家庭生活に参画できるように、家事や育児教室等の開催により、意識の向上に努めます。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	育児・介護休業制度等の周知及び取得促進	パンフレット、掲示板等で制度の周知	総務課
2	多様な選択を可能とする様々なサービスの充実	放課後児童クラブ、病児病後児保育の提供	町民福祉課
		放課後や週末、長期休暇中の子どもの居場所の設置	社会教育課
		介護者同士が情報共有・交換できる場の提供 田布施町地域包括支援センターの周知及び活用	健康保険課
3	長時間労働や年次有給休暇に対する意識改革	長時間労働者の把握、指導及びケア 年次有給休暇5日以上を取得するよう指導	総務課
4	家庭生活での男女共同参画の推進	男性料理教室の実施 パパママセミナーの実施	健康保険課

目標指標

項目		現状値 (R4)	目標
「仕事」「家庭生活」「地域活動」が両立できている人の割合		34.4%	37.3%以上
町職員における育児休業取得率（男性）		14.3%	20%以上
保育サービス	一時預かり事業	4カ所	維持
	延長保育事業	4カ所	維持
	病児病後児保育事業	1カ所 ^{※1}	維持
待機児童数	保育園	0人	維持
	放課後児童クラブ	0人	維持
放課後児童クラブの数		7カ所	維持
町職員における年次有給休暇5日未満の人数		21人	減少させる

※1 柳井市、平生町と合同

【重点項目4】 あらゆる場における男女共同参画の推進

現状

意識調査の結果から、「女性が仕事を持つこと」について、「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」、「子どもができたなら仕事をやめ大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」という回答の割合が高くなっています。7割以上が女性の継続就業・再就職に肯定的な回答をしています。

「女性が活躍するために必要なこと」として、仕事・職場環境においては「育児や介護との両立について職場の支援体制の整備」、家庭・社会等においては「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」、「家事・育児・介護サービスの充実」の割合が高くなっています。

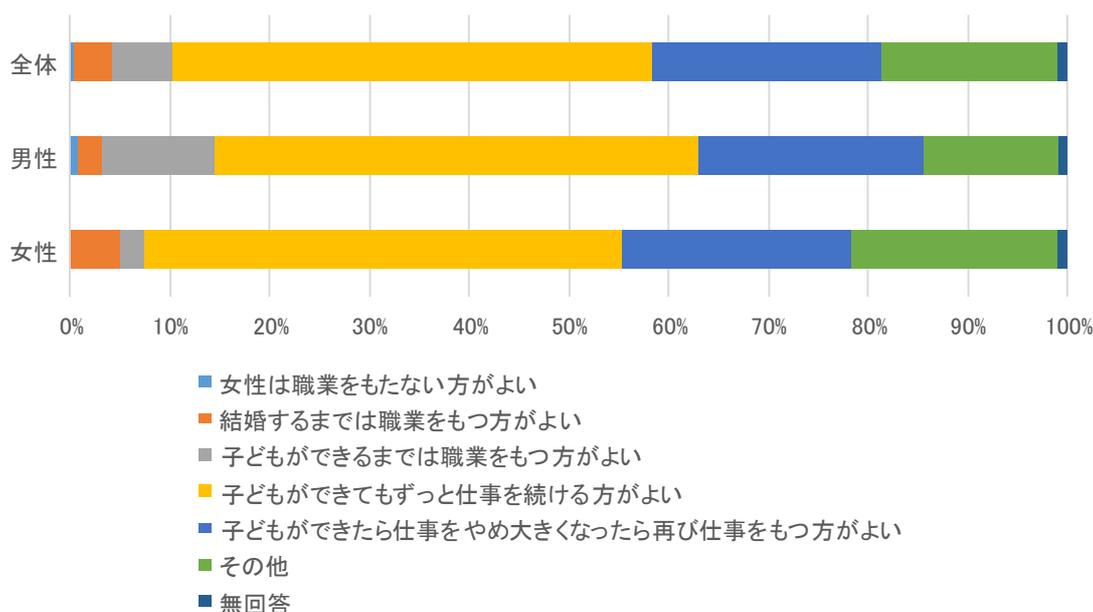
「意思決定の場に女性の参画が少ない理由」として、「男性優位の組織運営」の割合が最も高くなっています。

課題

子どもができて女性も継続して就業できるように、家事・育児・介護等のサービスを充実させることで、多様な働き方を選択できる環境を整えることが必要です。

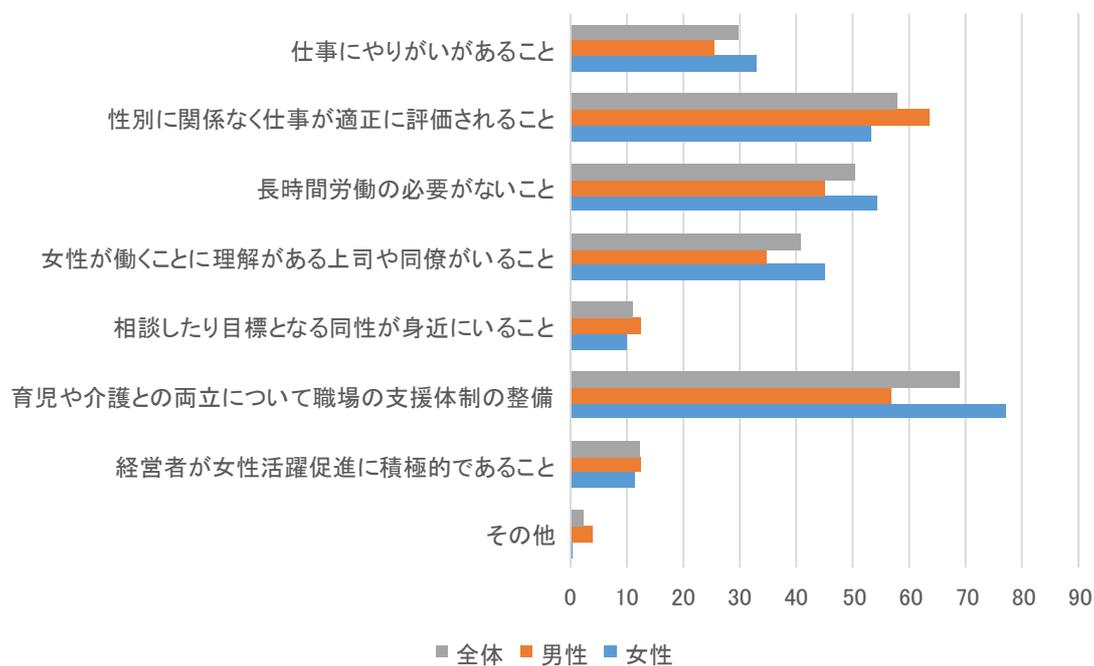
また、施策や方針に女性の意見を取り入れるため、意思決定の場への女性の参画を促進する必要があります。組織運営にあたり、男性優位であると回答している人が多いことから、町での委員会・協議会、地域・防災活動、農林水産業、商工会等での積極的な女性の登用をし、組織改善をする必要があります。

女性が職業を持つことについて

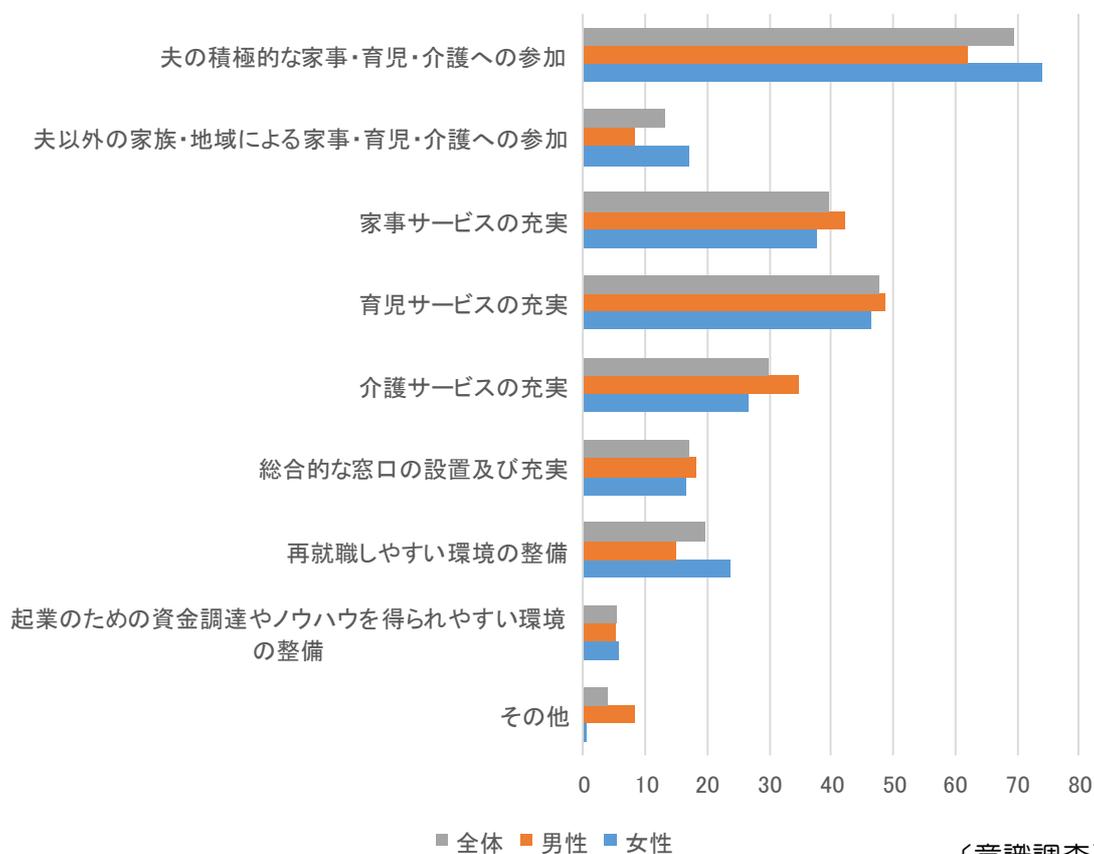


(意識調査)

女性が活躍できる「仕事・職場環境」に必要なこと(%)



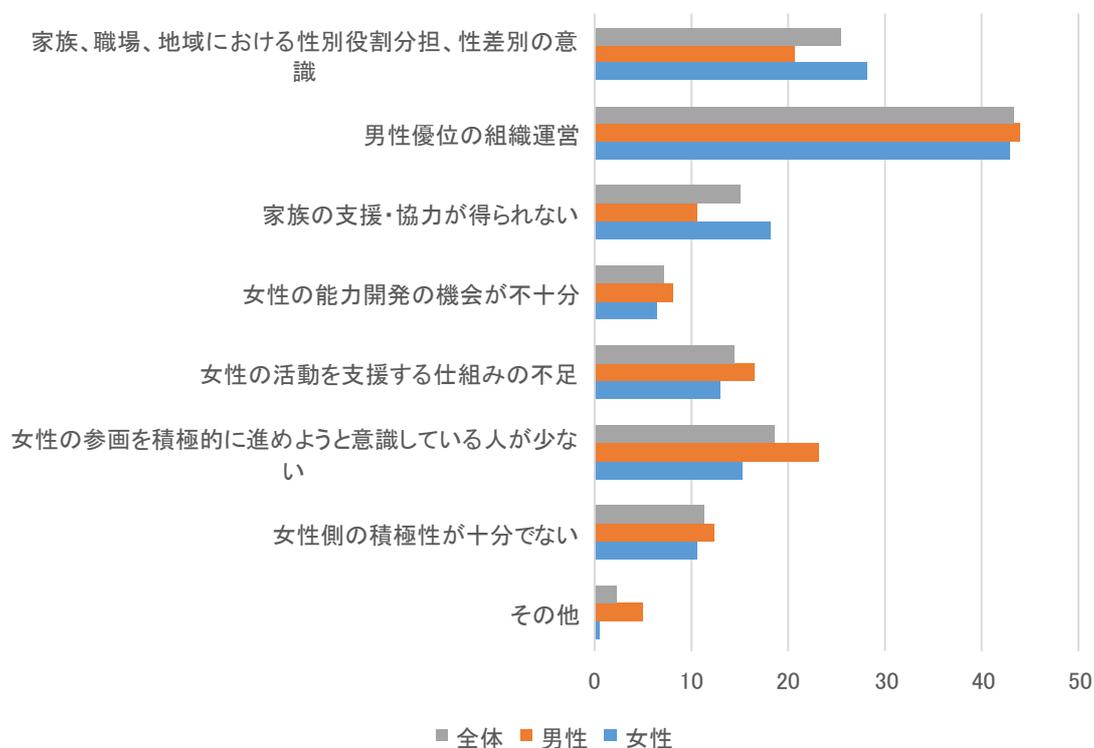
女性の活躍が進むために「家庭・社会等」に必要なこと(%)



(意識調査)

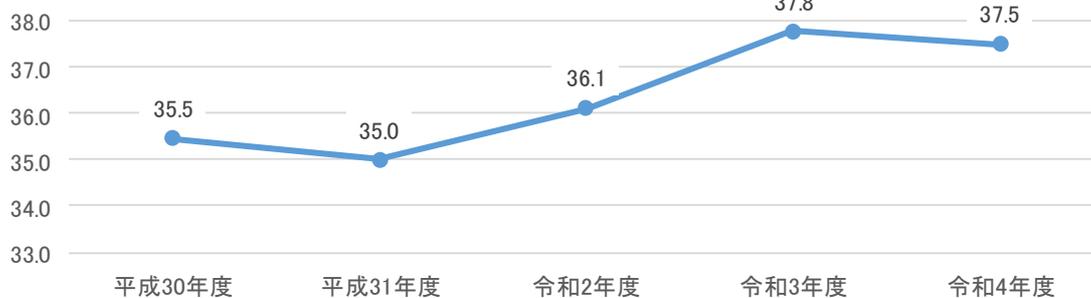
* 第4章 * * * * *

意思決定の場に女性の参画が少ない理由(%)

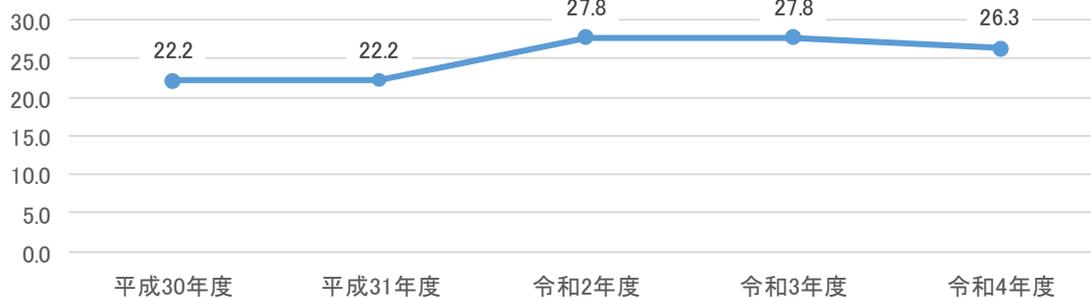


(意識調査)

町職員における女性の登用状況(%)



町職員の管理職における女性の登用状況(%)



具体的施策

- 〈 1 〉 施策・方針決定の場における女性や若年層の参画の拡大
 - ① 行政における職員、委員等の女性や若年層の登用の促進
あらゆる世代の男女が対等な構成員として、施策・方針等の意思決定の場に参画できるよう、町における委員会・審議会等において、女性や若年層の積極的な登用を行います。

- 〈 2 〉 多様な働き方を可能にする環境の整備
 - ① 女性リーダーの育成
女性のリーダー育成支援を行い、女性の能力開発・向上に努めます。
 - ② 女性の就業、起業における支援
女性が多様な働き方を選択できるよう情報提供を行い、支援します。
 - ③ 再就職への支援
育児や介護等で離職した人に対して、再就職の支援をします。

- 〈 3 〉 農林水産業における女性参画の拡大
 - ① 農林水産業における男女共同参画の意識啓発
農林水産業団体への女性の起用及び能力開発の支援をします。
 - ② 後継者の育成
担い手の不足や農林水産業従事者の高齢化の進行を防ぐため、後継者育成のための支援をします。

- 〈 4 〉 地域・防災活動における男女共同参画の拡大
 - ① 男女ともに地域活動への参画の推進
男女分け隔てなく地域の一員として主体的に地域活動への参画ができるよう支援します。
 - ② 防災活動における女性の参画の推進
災害時のニーズの違いに対応できるよう、男女ともに防災活動に参画できるよう、積極的な女性の参画に努めるとともに支援します。

* 第4章 * * * * *

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	施策・方針決定の場における女性や若年層の参画の拡大	町における女性職員及び女性管理職の登用	総務課
		事業所・団体、委員会・協議会等における女性や若年層の登用	各課
2	多様な働き方を可能にする環境の整備	SNS、チラシ等による情報提供 リーダー育成等、研修会への積極的な参加	経済課
3	農林水産業における女性参画の拡大	SNS、チラシ等による情報提供 後継者育成等、研修会への積極的な参加	経済課
4	地域・防災活動における男女共同参画の拡大	自治会長への女性登用 消防団員や自主防災組織への女性登用	総務課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
町職員における女性管理職の割合	26.3%	30%以上
町の委員会における女性の割合	25.6%	30%以上
農業委員に占める女性の割合	14.2%	28.6%以上
女性起業家・グループ数	5グループ	8グループ
自治会長に占める女性の割合	6.8%	10%以上
消防団員に占める女性の割合	7.5%	15%以上

基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり

【重点項目5】 男女間における暴力の根絶

現状

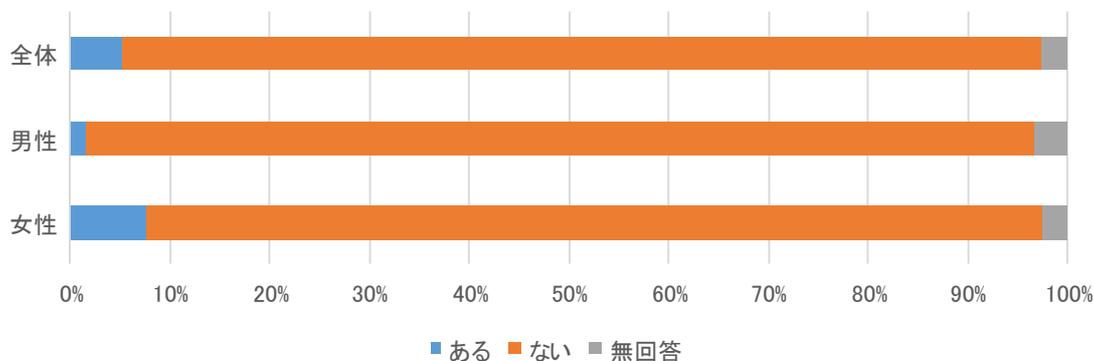
意識調査の結果から、「配偶者または交際相手から暴力を受けたこと」について、9割以上が「ない」と回答しているものの、「ある」と回答している人がいるというのが現状です。また、「暴力を受けたことに対する相談の有無」について、「相談しなかった」という回答の割合が多くなっています。とくに、男性は「相談した」と回答した人はいませんでした。

「暴力に関する相談窓口について知っている機関」について、「警察」の割合が最も高くなっています。また、「相談窓口を知らない」と回答した人が1割近くとなっています。

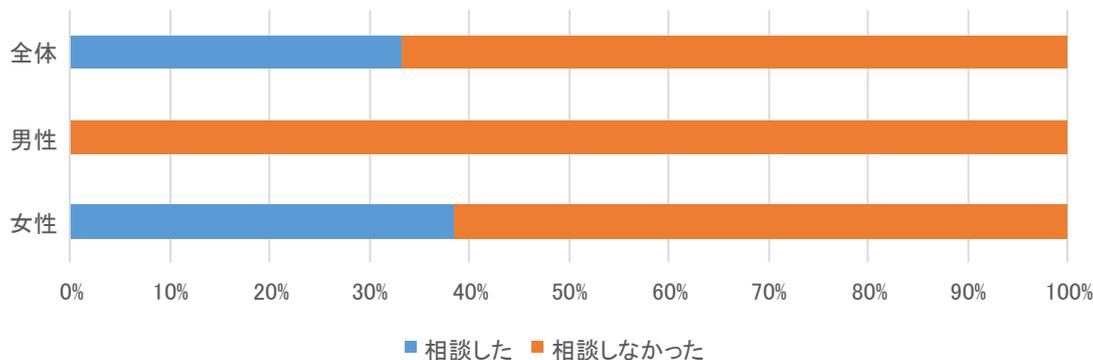
課題

暴力に対する認識を深め、暴力の根絶に向けて、一人ひとりの意識改革が必要となります。また、山口県男女共同参画相談センターや性暴力相談窓口ダイヤル「あさがお」等の相談窓口の周知に努め、暴力を受けた被害者全員が、相談しやすい環境を整える必要があります。

配偶者または交際相手から暴力を受けたこと

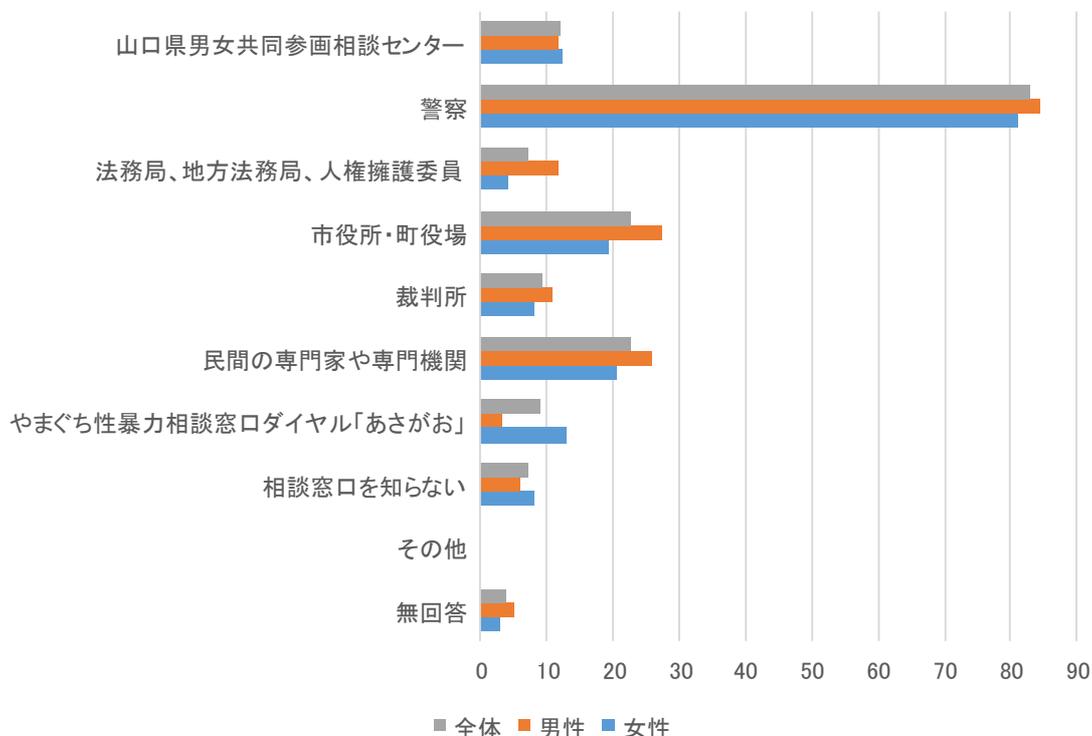


相談の有無(暴力を受けたことがあると回答した人のみ)



(意識調査)

暴力に関する相談窓口について知っている機関(%)



(意識調査)

具体的施策

〈 1 〉 暴力の根絶に向けた意識啓発活動

① 暴力の根絶に向けた意識啓発及び教育の充実

幼少期から、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識の醸成及び啓発を行い、SNS等のコミュニケーションツールを利用した暴力や犯罪の防止に努めます。

〈 2 〉 DV 被害者への支援

① DV 被害に対する相談窓口の充実

相談窓口の周知に努め、性別に関係なく被害者が相談しやすい環境の整備を行います。

② 被害者が自立するための支援

関係機関・団体と連携して被害者の自立支援に向けた取組を行います。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	暴力の根絶に向けた意識啓発活動	チラシ・ポスター等の掲示による啓発	総務課
		SNS 利用についての教育	学校教育課
2	DV 被害者への支援	広報やホームページへの相談窓口の掲載 関係機関・団体との情報共有及び連携	総務課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
配偶者または交際相手から暴力を受けたことがある人数	15 人 (5.2%)	0 人
被害を相談した人の割合	33.3%	増加させる
暴力に関する相談窓口を知っている人の割合	89.0%	増加させる
山口県男女共同参画相談センターの認知度	12.0%	50%以上

【重点項目6】 生涯を通じて安心して健康に暮らすための支援

現状

意識調査の結果から、「男女共同参画社会に当たっての行政に対する要望」として、「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発」、「介護施設・サービスの整備」、「保育所、学童保育等の施設・サービスの整備」の割合が高くなっています。

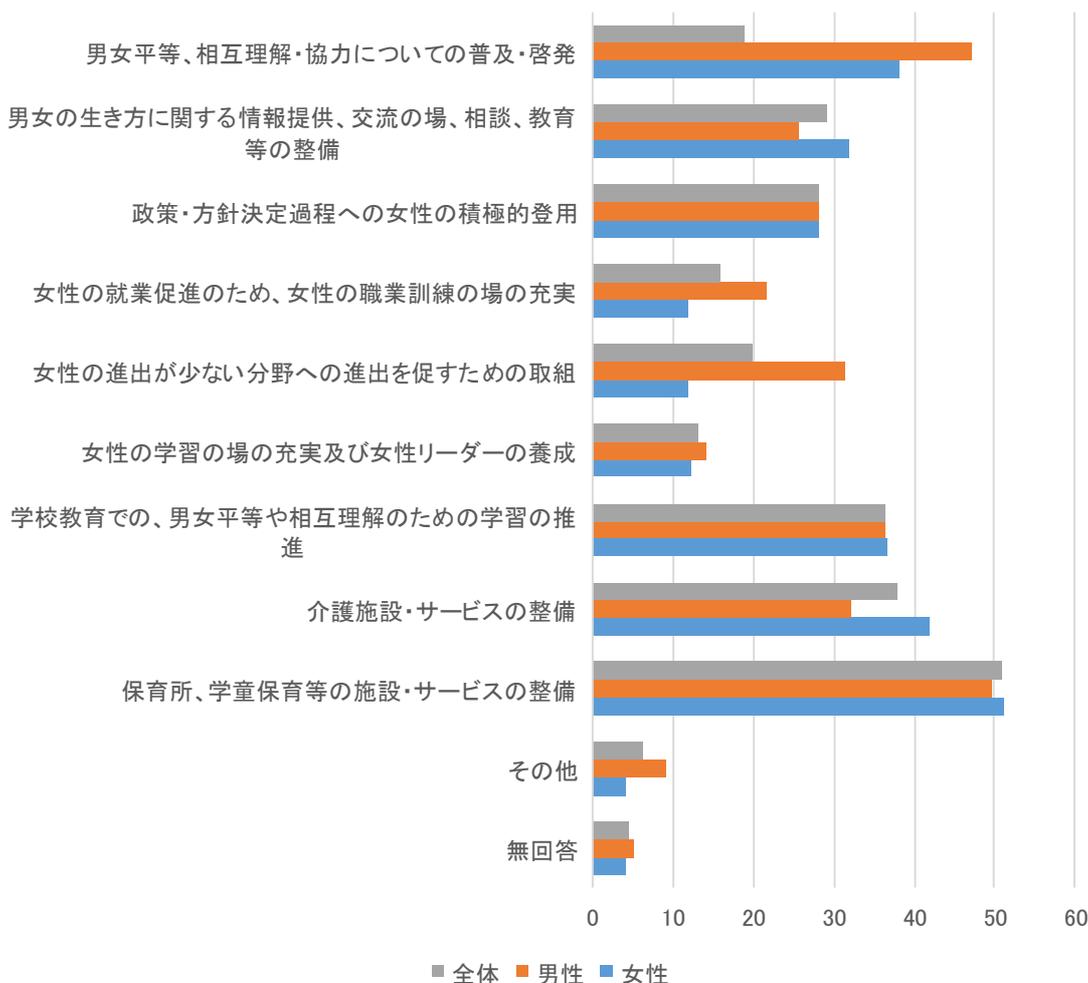
「国民健康保険加入者の健康診断（特定健診）受診率」については、全体の約3割の受診となっています。

課題

年齢・性別・状況等、それぞれのニーズにあった制度・サービス等を提供し、支援する必要があります。

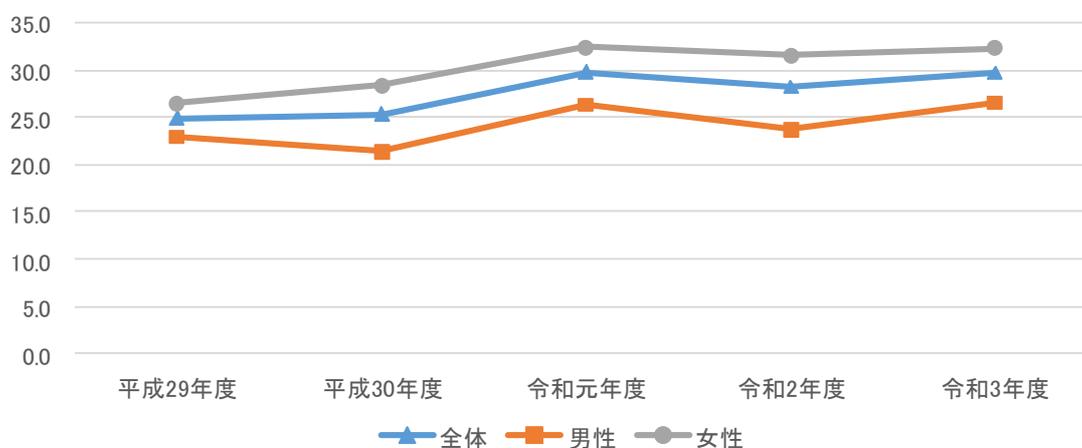
また、健康診断の受診率の向上に努め、だれもが生涯を通じて健康で自立した生活を送るための支援を継続して行うことが必要です。

男女共同参画社会の形成に当たって行政（県・市町）に対する要望（%）



（意識調査）

国民健康保険加入者の健康診断(特定健診)受診率(%)



(健康保険課)

具体的施策

〈 1 〉 妊娠期から子育て期における支援

① 妊娠中、出産前後、子育て中の支援

妊娠期から子育て期を通して、親子ともに健康で暮らせるように支援します。

〈 2 〉 ひとり親家庭への支援

① 福祉サービスの提供

母または父が気軽に相談できる体制を整え、福祉サービスの情報提供を行います。

② あらゆる面での支援

子育て・生活、住居地、経済面等の支援をします。

〈 3 〉 就労困難者への支援

① 生活困窮者自立に向けての支援

就労困難者に対して、制度やサービス、就職情報等を提供することで、自立を支援します。

〈 4 〉 障がい者への支援

① 福祉サービスの充実

不自由なく日常生活を送ることができるよう、サービスの充実及び周知に努め、支援します。

② 社会生活での支援

職業的自立及び社会参加を促すため、情報の提供を行うことで支援します。

* 第4章 * * * * *

〈5〉高齢者への支援

① 生きがいづくりに向けた取組

高齢者同士の交流の場を設け、仲間づくりや互いの情報交換をすることで、生きることに對しての高齢者の意識の向上を図ります。

② 健康寿命の延伸に向けた取組

健康に生き続けるため、運動や社会参加をすることで予防に努めます。

③ 独居老人等への支援

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成されている世帯等に対して、見回り活動を行い、安心して暮らすことができるよう支援します。

④ 車を保持していない高齢者への支援

高齢を理由に免許を返納した高齢者に対して、買い物や通院等、不自由な生活を送ることができるよう支援します。

施策の展開

施策		取組例	主管課
1	妊娠期から子育て期における支援	産前産後の母子への各種健診の実施 親同士の情報交換・共有できる環境の提供	健康保険課
2	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭医療費助成制度の拡充	町民福祉課
		子育てに適した町営住宅の増設及び家賃補助制度の実施	建設課
3	就労困難者への支援	生活困窮者自立支援事業の実施	町民福祉課
4	障がい者への支援	医療費や身障者福祉タクシーの拡充 イベント・スポーツ大会等の交流の場の提供	町民福祉課
5	高齢者への支援	高齢者が気軽に集える場「たぶせ茶屋」やイベント等の展開及び拡充 いきいき百歳体操の普及及び啓発 高齢者見回りネットワークの拡充及び周知 タクシー券の助成、買い物送迎サービスの拡充及び移動販売の活用	健康保険課

目標指標

項目	現状値 (R4)	目標
健康診断（特定健診）受診率（国民健康保険加入者のみ）	29.7% ^{※1}	70%以上

※1 令和3年度

目標指標一覧

項目		現状値(R4)	目標	
基本 目 標 I	男女の平等感 (平等と感じる人の割合)	家庭生活の場	34.2%	増加させる
		学校教育の場	73.3%	増加させる
		就職機会の場	26.4%	増加させる
		地域活動の場	57.8%	増加させる
		法律や制度	37.0%	増加させる
		社会通念・慣習・しきたり	20.8%	増加させる
		政治や経済活動	21.2%	増加させる
	「男は仕事、女は家庭」という考え方(肯定する人の割合)		19.9%	13.4%以内
	LGBTQという言葉の認知度		85.3%	90%以上
	人権学習講座の参加人数		110人	150人
基本 目 標 II	「仕事」「家庭生活」「地域活動」が両立できている人の割合		34.4%	37.3%以上
	町職員における育児休業取得率(男性)		14.3%	20%以上
	保育サービス	一時預かり事業	4カ所	維持
		延長保育事業	4カ所	維持
		病児病後児保育事業	1カ所	維持
	待機児童数	保育園	0人	維持
		放課後児童クラブ	0人	維持
	放課後児童クラブの数		7カ所	維持
	町職員における年次有給休暇5日未満の人数		21人	減少させる
	町職員における女性管理職の割合		26.3%	30%以上
	町の委員会における女性の割合		25.6%	30%以上
	農業委員に占める女性の割合		14.2%	28.6%以上
	女性起業家・グループ数		5グループ	8グループ
自治会長に占める女性の割合		6.8%	10%以上	
消防団員に占める女性の割合		7.5%	15%以上	
基本 目 標 III	配偶者または交際相手から暴力を受けたことがある人数		15人(5.2%)	0人
	被害を相談した人の割合		33.3%	増加させる
	暴力に関する相談窓口を知っている人の割合		89.0%	増加させる
	山口県男女共同参画相談センターの認知度		12.0%	50%以上
	健康診断(特定健診)受診率(国民健康保険加入者のみ)		29.7%	70%以上

2 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、町民をはじめ事業所、関係機関・団体、行政等が一体となって「田布施町男女共同参画プラン」を推進していくことが必要です。

1. 町民、事業所、関係機関との連携及び協働...

町民、事業所、関係機関等が一体となって取り組んでいくために、男女共同参画に関する情報提供の場の充実、ネットワークづくり等の支援を行います。

2. 庁内の推進体制の整備及び強化...

関係各課との連携を強化し、計画推進に関する情報共有、具体的施策や取組状況についての意見交換を行います。また、職員研修を通して意識啓発を図るとともに、職場環境の改善を行い、男女共同参画の視点に立って事業を進めます。

3. 国、県との連携...

国、県との連携の強化をし、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。